

あなたの
声を...

皆さんのご意見をお寄せください!! ~市民意見提出手続(パブリックコメント)~

意見提出の際には、必ず住所・氏名・計画名をお書きください。匿名でのご意見は受けられません。ご意見に個別に回答はしません。

都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン
(素案)

東京都が平成19年度に策定した、「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」を参考に農業者や市民、行政などが連携しながら、都市と農業・農地が持つ多面的機能を活かしたまちづくりを行うため「西東京市都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」を策定します。

閲覧方法 2月15日(月)から・産業振興課、情報公開コーナー(両庁舎1階) 市HP

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所のある法人・その他の団体

提出期間 2月15日(月)~26日(金)必着

提出方法 直接持参 郵送(〒202-8555 市役所産業振興課) FAX438-1762 市HPから

結果公表 3月(予定)

産業振興課 保(☎438-4041)

緑確保の総合的な方針(案)

減少傾向にある樹林地や農地などの既存の緑を将来に引き継いでいくための施策を昨年度から都市区町村が合同で検討を進めてきました。いただいたご意見などは、都市区町村で検討します。

閲覧方法 2月23日(火)から・みどり公園課(保谷庁舎3階)

HP <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所のある法人・その他の団体

提出期間 2月23日(火)~3月24日(水)(必着)

提出方法 直接持参 郵送 ファックス Eメールのいずれかで下記へ

(1)東京都都市整備局緑地景観課

(〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1・☎03-5388-3264・FAX03-5388-1351・✉S000169@section.metro.tokyo.jp)

(2)みどり公園課(〒202-8555 市役所みどり公園課・☎438-4045・FAX438-1762・市HPから)

みどり公園課 保(☎438-4045)

住宅用火災警報器の義務設置が迫っています

今年4月1日から、東京都ではすべての住宅で、住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務になります。1月末現在、西東京市の設置率は防火診断等で確認できたもので、約50%となっています。

現在、火災による死者の8割は住宅から発生しており、住宅火災により亡くなった方の約5割が「発見の遅れ」によるものです。東京消防庁管内では、平成17年から昨年6月までに発生した住宅火災を分析した結果、住警器を設置していた住宅からの火災の約7割がぼやで済んでおり、損害を最小限に抑えることができると考えられます。また米国では、住警器の普及により住宅火災の死者数が半減する効果が出ました。このことから、火災の発生を知らせる住警器の設置は大変有効と考えられています。

注意 設置義務が迫るにつれ、悪質な訪問販売などが予想されます。消防署や市役所が直接販売を行ったり、特定の業者に販売を依頼することはありませんので、ご注意ください。不明な点は下記へお問い合わせを。

西東京消防署(☎421-0119) 危機管理室 保(☎438-4010)

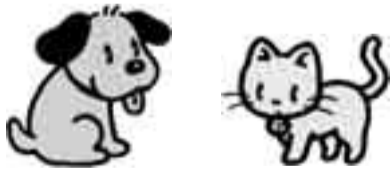
住宅用火災警報器の設置場所



マナーを守って動物を飼いましょう

「ふん・尿をさせたまま放置する」「リードから放している」など、動物に関する苦情が多く寄せられています。

ペットは家族の一員であるだけでなく地域住民の一員でもあります。人と動物が一緒に暮らすために周辺環境への配慮は欠かせません。



犬を飼っている方へ

犬の登録・狂犬病予防注射をしましょう

法律により、生後91日以上の子犬は登録が必要です。また、狂犬病の予防注射を年1回受けなければなりません。犬鑑札と狂犬病予防注射済票は必ず犬に着けてください。迷子になったときに連絡がとれます。

ふん・尿の始末をしましょう

ふんは必ず持ち帰り、また尿は水で洗い流してください。悪臭の原因にもなります。

犬をリードでつなぎましょう

リードでつなぎ、短めに持つてください。長すぎると犬を制御しきれないことがあります。リードでつなぐことで犬を交通事故などから守ることに

なります。

猫を飼っている方へ

猫は屋内で飼いましょう

屋外で飼うことはふん尿・マーキングなどで近隣に迷惑をかける場合があるほか、交通事故・感染症・猫同士のケンカなど、猫にとっても危険が多いものです。

首輪など身元のわかるような表示をしましょう

迷子になったときに連絡がとれます。また、飼い主のいない猫と見分けることもできます。

飼い主のいない猫へ餌を与えている方へ

ふん・尿の始末をしましょう
ふん・尿でお困りの方からの苦情が寄せられています。トイレの設置、清掃をお願いします。

置き餌はやめましょう
餌は時間を決めて与え、食べ残しは必ず片付けましょう。ねずみやカラスなどが増える原因にもなります。

不妊去勢手術をしましょう
市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成する制度を実施しています。数が増えないよう不妊去勢手術を行いましょう。

猫を飼ってくれる里親を探しましょう

環境保全課(☎438-4042)

振り込め詐欺に注意!!

多く発生している振り込め詐欺の電話は...

犯人が本当の息子の名前を名乗って、「携帯電話番号変わったよ。」「インフルエンザ風邪で声が変わっているんだ。」最近では警察官や裁判所職員を装った手口も発生しています。「田無警察署の者ですが、振り込め詐欺の犯人を検挙したら、あなた名義の××銀行の口座が使われていました。」「捜査のために必要なので、あなたの暗証番号を教えてください。」「銀行協会の者ですが、これからあなたのキャッシュカードと通帳を取りに伺います。」このような不審な電話などを受けた場合には、田無警察署(☎467-0110 内線2612)までご連絡ください。危機管理室 保(☎438-4010)

違法駐車はみんなの迷惑

駐車場を利用しましょう

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

- ~駐車車両による事故原因~
- ☑衝突する事故(特に夜間)
- ☑進路変更をしたときの事故
- ☑飛び出し事故
- ☑歩行者などの発見の遅れ



車を駐車するときは、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しています。「違法駐車等防止重点実施地域」には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

道路管理課 保(☎438-4057)